指定地域密着型サービス事業者の研修要件について

地域密着型サービスのうち以下の事業者については、人員基準において厚生労働省が定める研修を修了していることを要件とする職種がありますので、ご確認ください。

1. 認知症対応型共同生活介護

- (1) 代表者…認知症対応型サービス事業開設者研修
- (2) 管理者…認知症対応型サービス事業管理者研修

2. 小規模多機能型居宅介護

- (1) 代表者…認知症対応型サービス事業開設者研修
- (2) 管理者…認知症対応型サービス事業管理者研修
- (3) 計画作成担当者…小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

3. 看護小規模多機能型居宅介護

- (1) 代表者…認知症対応型サービス事業開設者研修
- (2) 管理者…認知症対応型サービス事業管理者研修
- (3) 計画作成担当者…小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

4. 認知症対応型通所介護

・管理者…認知症対応型サービス事業管理者研修

5. 認知症対応型共同生活介護において行う短期利用共同生活介護

・介護従業者…認知症介護実践研修「実践リーダー研修」